

福子総第 1011 号
令和 2 年 4 月 6 日

各社会福祉施設・事業所 代表者様

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部
福祉子どもみらい部長
(神奈川県福祉子どもみらい局長)



社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症が
疑われる者が発生した場合の対応について（通知）

現在、首都圏域をはじめとした罹患者の急増などから、いわゆるオーバーシュートと言われる感染爆発がいつ発生してもおかしくない事態となっており、我々は、これまで以上に高い危機意識をもって対応していかなければなりません。

こうした中、他県の障がい者施設において大規模なクラスターが発生しています。高齢者、障がい者施設等の社会福祉施設や事業所においては、毎日の検温を確実に実施する等、感染防止に向けた抜本的な強化を図り、細心の注意のもと、施設運営を行っていく必要があります。

そこで、先日、「感染拡大防止対策」（令和 2 年 4 月 3 日通知）を策定し、通知したところですが、このたび、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の対応」を別添のとおり定めましたので、これに基づき、職員、関係者や家族についても周知徹底を図り、感染拡大を防止するよう厳正なる対応をお願いします。

なお、時々刻々と情勢が変化しており、今後、この「新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の対応」の内容を修正する場合がありますので、随時お送りする事務連絡等にもご注意いただくよう、引き続き、お願いします。

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11.安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=599&topic=22>)

障害福祉情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリ

→ 1. 神奈川県からのお知らせ

(https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=3&topic=1)

問合せ先

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

福祉施設グループ 電話 045-210-4851

保健・居住施設グループ 電話 045-210-4856

在宅サービスグループ 電話 045-210-4840

福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課

運営指導グループ 電話 045-210-4705

福祉施設グループ 電話 045-285-0738

事業支援グループ 電話 045-210-4717

新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設の対応(入所施設)

※協力医療機関へ相談・保健所の指示があった場合は指示に従うこと

疑われる者が発生した場合速やかに

情報共有・報告

- ・保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡・指示を受ける。
- ・施設長等へ報告し、施設内で情報共有する(法人内で複数の施設、事業所に勤務している者等がいる場合は特に注意が必要。)
- ・指定権者・地域包括支援センター・保険者・支給決定市町村へ報告する
- ・利用者家族等へ報告する

消毒・清掃等

- 感染が疑われる方の居室や利用した共有スペース濃厚接触したと思われる他の利用者及び職員が活動するすべてのスペースを消毒・清掃する。
- 【手順】
- ・手袋、ゴーグル、エプロン等を着用(使用後廃棄もしくは消毒措置を実施)し、消毒用エタノール等で清拭、又は次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し乾燥

濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

- 施設の入所者すべてが感染が疑われるため、罹患者と同様の対応が必要であるが、特に
- ・同室又は長時間の接触
 - ・適切な感染の防護無しに診察、看護、介護
 - ・気道分泌液若しくは体液、排泄物等直接接触した可能性が高い 等 に該当する者については特段の注意を要する。

新型コロナウイルス感染が疑われる者・濃厚接触が疑われる者への対応

利用者の場合

- 診断結果の確定まで
- ・原則個室に移し、居室内で生活を完結する。不可能な場合には、罹患が疑われるもの(当該者と濃厚接触した者も含む)と非罹患者と時間や使用スペースを明確に区分けし、対応する。(ゾーニングの徹底)
 - ・罹患者・濃厚接触者と非罹患者に対応する職員を明確に区分し対応する。
 - ・居室・共有スペース等の換気、消毒を行う。(職員は手袋・マスク・ゴーグル・エプロン等を使用(代用品可)し、使用後は廃棄もしくは消毒措置を行う)
 - ・ケアの開始時と終了時に、液体石鹸と流水による手洗い又は消毒用エタノールによる手指消毒を徹底する。
 - ・急激な体調悪化の可能性があるので、頻回による体調チェック(検温、血圧、呼吸様態、**酸素飽和度**、**強い倦怠感の有無等**)が必要である。

職員の場合

- 風邪症状、発熱、**のどの痛み**、**強い倦怠感**等症状がある場合
- ・自宅待機の上保健所の指示に従う。
- 症状がない場合
- ・所定の期間については罹患が疑われるため、自宅に待機する。
 - ※その他、過去の行動記録を確認し濃厚接触者を確認
- 特に同居者に感染を疑う症状がある場合**
- ・所定の期間については罹患が疑われるため、自宅に待機する。

- その他
- ・ケアを保障するための人員が不足することが見込まれる場合、法人内、法人間の職員融通による人員確保に努める。

※詳細は厚生労働省からの通知をご参照ください

新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設の対応(通所・短期入所施設等)

※保健所の指示があった場合は指示に従うこと

疑われる者が発生した場合速やかに

情報共有・報告

- ・保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡・指示を受ける。
- ・管理者等へ報告し、休業・一部停止について施設内で情報共有する。(法人内で複数の施設、事業所に勤務している者等がいる場合は特に注意が必要)
- ・利用者(感染が疑われる者)の主治医・担当の居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・保険者・支給決定市町村に連絡し情報を共有する。
- ・利用者(感染が疑われる者以外)の居宅支援事業所等に連絡し、代替サービスを検討する。
- ・施設内で情報共有し、指定権者及び保険者に連絡する。

消毒・清掃等

感染が疑われる方が利用した部屋や車両等を中心に施設すべてについて清掃

【手順】

- ・手袋着用し、消毒用エタノール等で清拭、又は次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し乾燥

濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

- 【特定方法】
- 感染が疑われる者に対し
- ・長時間の接触
 - ・適切な感染の防護無しに介護
 - ・気道分泌液若しくは体液、排泄物等直接接触した可能性が高い
- に該当する者については特段の注意を要する。

濃厚接触が疑われる者への対応

利用者の場合

- 診断結果の確定まで
- ・自宅待機を行い、保健所の指示に従う。
 - ・短期入所等ショートステイのサービス利用中に感染の疑いが発生した場合は自宅帰宅せず施設内で隔離等の感染防止を徹底した上でサービス提供を継続する。(家族・利用者に事前に説明する。)
 - ・**利用中止により入浴等生活に必要なサービスが滞る場合、必要に応じて居宅介護支援事業所等との連携により介護職員等の罹患防止策を徹底したうえで訪問介護等、自宅待機の場合に生活に必要なサービスを確保する。**
- ※発症者と異なり感染が疑われる者については、通所介護事業所等の休止により自宅待機等を求められ、入浴等の機会が失われることのないよう居宅介護支援事業所等との連携により**介護職員等の罹患防止策を徹底したうえで訪問介護等、生活に必要なサービスを適宜確保する。**
- 特に独居者については、引き続き在宅継続することから**食事・排せつ支援等の生命維持に必要な最低限必要なサービス提供を行う。**

職員の場合

- 風邪症状、発熱、のどの痛み、強い倦怠感等症状がある場合
- ・出勤は行わず、自宅待機の上保健所の指示に従う。
- 症状がない場合
- ・保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応
- 特に同居者に感染を疑う症状がある場合**
- ・所定の期間については罹患が疑われるため、自宅に待機する。

新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の事業所の対応(訪問・居宅介護事業所等)

※保健所の指示があった場合は指示に従うこと

疑われる者が発生した場合速やかに

情報共有・報告

- ・保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡・指示を受ける
- ・管理者等へ報告し、事業所内で情報共有する
- ・指定権者へ報告する
- ・利用者の主治医・担当の居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・保険者・支給決定市町村へ報告する
- ・保健所の指示がある場合はその指示に従う

診断結果の確定まで

利用者の場合

- ・報告を受けた居宅介護支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する
- ・介護ヘルパー等の罹患防止策を徹底したうえで必要なサービスの提供を行う。
- ・特に独居高齢者等、喫緊のサービス提供が必要な利用者については他の訪問介護事業者にサービスの提供等を必要に応じ依頼する。

職員の場合

- 風邪症状、発熱、**のどの痛み**、**強い倦怠感**等症状がある場合
- ・自宅待機の上保健所の指示に従う
- 症状がない場合
- ・保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい

特に同居者に感染を疑う症状がある場合

- ・所定の期間については罹患が疑われるため、自宅に待機する。

新型コロナウイルス感染が疑われる者・濃厚接触が疑われる者への対応

訪問・居宅介護の必要性が認められ、サービスを提供する場合

サービス提供時の留意点

- ・基礎疾患を有する方・妊婦等は重篤化のおそれが高いため、勤務上の配慮を行う
- ・事業所内のマスク着用

- ・介護ヘルパー等の罹患防止のためサービス提供前後の手洗い・うがい、マスク・エプロン・使い捨て手袋(飛沫感染リスクが高い場合は必要に応じゴーグル等)の着用、咳エチケットの徹底等の実施
- ・濃厚接触が疑われる方とその他の利用者は、可能な限り担当職員を分ける又は最後に訪問
- ・訪問時間の短縮
- ・長時間の見守り時は利用者との距離を保つ
- ・訪問時の換気徹底
- ・利用者が利用する体温計等は消毒用エタノールで都度清拭する。

※詳細は厚生労働省からの通知をご参照ください